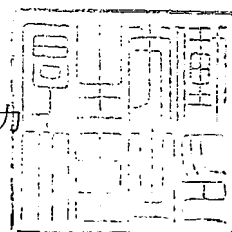


厚生労働省発健第0914002号

平成16年 9月14日

厚生科学審議会会長 久道 茂 殿

厚生労働大臣 坂口 力



諮 問 書

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第57条の12の規定に基づき、財団法人全国生活衛生営業指導センターから申請のあった、めん類飲食店営業に関する標準営業約款及び一般飲食店営業に関する標準営業約款の認可について、同法第58条第2項の規定に基づき、貴会に意見を求めます。

厚 科 審 第 2 号

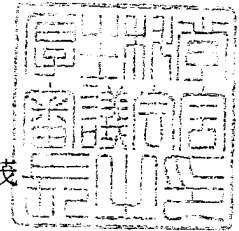
平成16年9月15日

生活衛生適正化分科会

分科会長 井原哲夫 殿

厚生科学審議会会長

久道 茂



めん類飲食店営業に関する標準営業約款及び一般飲食店営業
に関する標準営業約款の認可について（付議）

標記について、平成16年9月14日付厚生労働省発健第0914002号を
もって厚生労働大臣より諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定
に基づき、貴分科会において審議方願いたい。

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律

〔昭和32年6月3日〕
法律第 164 号

(標準営業約款関係部分抜粋)

(指定等)

第57条の3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の生活衛生関係営業(第2条第1項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。)の経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的として設立された民法第34条の財団法人であって、次条第1項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により当該都道府県に一を限って、都道府県生活衛生営業指導センター(以下「都道府県指導センター」という。)として指定することができる。

- 2 都道府県指導センターは、その名称中に生活衛生営業指導センターという文字を用いなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の指定をしたときは、当該都道府県指導センターの名称及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 4 都道府県指導センターは、事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめその旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(事業)

第57条の4 都道府県指導センターは、当該都道府県の区域内における生活衛生関係営業について、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- 一 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化について相談に応じ、又は指導を行うこと。
- 二 生活衛生関係営業に関する利用者若しくは消費者の苦情を処理し、又は当該苦情に関し営業者及び組合を指導すること。
- 三 第57条の12に規定する標準営業約款に関し営業者の登録を行うこと。
- 四 生活衛生関係営業に関する講習会、講演会若しくは展示会を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。
- 五 生活衛生関係営業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

六 前各号の事業に附帯する事業

- 2 都道府県指導センターは、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けて、その事業の一部を他の者に委託することができる。
- 3 都道府県指導センターは、都道府県知事の承認を受けて、手数料を徴収することができる。

(指定等)

- 第57条の9 厚生労働大臣は、都道府県指導センター及び連合会の健全な発達を図るとともに、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護の見地から生活衛生関係営業全般の健全な発達を図ることを目的として設立された民法第34条の財団法人であって、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限って、全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）として指定することができる。
- 2 全国指導センターは、その名称中に全国生活衛生営業指導センターという文字を用いなければならない。

(事業)

- 第57条の10 全国指導センターは、生活衛生関係営業について、次の各号に掲げる事業を行うものとする。
- 一 生活衛生関係営業全般に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
 - 二 生活衛生関係営業全般に関する調査研究を行うこと。
 - 三 都道府県指導センターの事業について、連絡調整を図り、及び指導すること。
 - 四 連合会相互の連絡調整を図り、及びその事業について指導すること。
 - 五 第57条の12第1項に規定する標準営業約款を作成すること。
 - 六 都道府県指導センターの行う生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談若しくは指導又は苦情処理に係る業務を担当する者を養成すること。
 - 七 連合会の行う生活衛生関係営業に関する技能の改善向上若しくは審査又は技能者の養成の事業に関し技術的指導を行うこと。
 - 八 前各号の事業に附帯する事業

(標準営業約款の認可)

- 第57条の12 全国指導センターは、厚生労働大臣が指定する業種について、

当該業種ごとに、利用者又は消費者の選択の利便を図るため、厚生労働大臣の認可を受けて、当該業種に係る営業方法又は取引条件に関しおおむね次の各号に掲げる事項を内容とする約款（以下「標準営業約款」という。）を定めることができる。これを変更しようとするときも、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

- 一 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項
- 二 施設又は設備の表示の適正化に関する事項
- 三 損害賠償の実施の確保に関する事項

2 厚生労働大臣は、前項の標準営業約款が次の各号に適合すると認めるときでなければ、これを認可してはならない。

- 一 利用者又は消費者の選択を容易にするものであること。
- 二 利用者又は消費者の需要の動向に反せず、その他これらの者の利益を不当に害するおそれがないこと。
- 三 不当に差別的でないこと。
- 四 当該営業において適正な衛生措置を講ずることが阻害されるおそれがないこと。
- 五 当該業種の営業の健全な経営が阻害されるおそれがないこと。

3 厚生労働大臣は、第1項の認可又はその取消しの処分を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、告示しなければならない。

（標準営業約款に係る営業者の登録）

第57条の13 都道府県指導センターは、当該都道府県の区域内において前条第1項の認可を受けた標準営業約款に係る業種に属する営業を営む者から当該標準営業約款に従って営業を行おうとする旨の申出があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その者について登録を行うことができる。

2 前項の登録を受けた者は、その営業を行う施設において、全国指導センターが定める様式の標識及び当該登録に係る標準営業約款の要旨を掲示するものとする。

3 全国指導センターは、前項の標識の様式定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公告するとともに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 第1項の登録を受けていない者は、第2項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

5 都道府県指導センターは、第1項の登録に係る業務を行うに当たっては、全国指導センターが厚生労働大臣の承認を得て定める基準に従わなければならない。

- 6 都道府県指導センターは、毎事業年度経過後3箇月以内に、第1項の登録に係る事業の実施の状況について全国指導センターに報告しなければならない。
- 7 第1項の登録の取消しその他登録に関し必要な事項及び第2項の標識に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。